

青森県漁港漁場関係工事共通仕様書

令和6年10月

青森県農林水産部

漁港漁場關係工事共通仕様書	2
漁港漁場關係工事品質管理基準	17
漁港漁場關係工事出来形管理基準	22
漁港漁場關係工事写真管理基準	42
付属資料	49

漁港漁場関係工事共通仕様書

目 次

第1編 共通編	6
第1章 材 料	6
第1節 組立魚礁部材	6
1-1-1 コンクリート部材	6
1-1-2 鋼製部材	6
1-1-3 FRP部材	6
1-1-4 その他の部材	6
第2章 一般施工	7
第1節 船揚場工	7
2-1-1 一般事項	7
2-1-2 床掘工	7
2-1-3 土運船運搬工	7
2-1-4 揚土土捨工	7
2-1-5 土 工	7
2-1-6 基礎捨石工	8
2-1-7 裏込工	8
2-1-8 被覆石工	8
2-1-9 裏埋工・裏埋土工	8
2-1-10 基礎栗石工	9
2-1-11 前面壁ブロック、張りブロック工	9
2-1-12 止壁工	9
2-1-13 コンクリート舗装工	9
2-1-14 滑り材工	9
第2節 魚礁工	9
2-2-1 一般事項	9
2-2-2 魚礁製作工・単体魚礁製作	9
2-2-3 魚礁製作工・組立魚礁製作	10
2-2-4 魚礁沈設工	10
第3節 増殖場工	10
2-3-1 一般事項	11
2-3-2 着定基質製作工・単体着定基質製作	11
2-3-3 着定基質製作工・組立着定基質製作	11
2-3-4 着定基質設置工	11

2-3-5 石材着定基質工	11
第2編 漁港編	12
第1章 船揚場	12
第1節 適用	12
第2節 適用すべき諸基準	12
第3節 海上地盤改良工	12
第4節 基礎工	12
第5節 本体工（ブロック式）	12
第6節 本体工（場所打式）	12
第7節 被覆・根固工	12
第8節 上部工	12
第9節 付属工	12
第10節 裏込・裏埋工	13
第11節 陸上地盤改良工	13
第12節 土工	13
第13節 舗装工	13
第14節 維持補修工	13
第15節 船揚場工	13
第16節 構造物撤去工	13
第17節 仮設工	13
第18節 雑工	13
第3編 漁場編	14
第1章 魚礁	14
第1節 適用	14
第2節 適用すべき諸基準	14
第3節 魚礁工	14
第4節 雑工	14
第2章 増殖場、養殖場	14
第1節 適用	14
第2節 適用すべき諸基準	14
第3節 浚渫工	14
第4節 土捨工	15
第5節 増殖場工	15
第6節 海上地盤改良工	15

第7節	基礎工	15
第8節	本体工（ケーソン式）	15
第9節	本体工（ブロック式）	15
第10節	本体工（場所打式）	15
第11節	本体工（捨石・捨ブロック式）	15
第12節	本体工（鋼矢板式）	15
第13節	本体工（コンクリート矢板式）	15
第14節	本体工（鋼杭式）	15
第15節	本体工（コンクリート杭式）	15
第16節	被覆・根固工	16
第17節	上部工	16
第18節	消波工	16
第19節	埋立工	16
第20節	構造物撤去工	16
第21節	雑工	16

第1編 共通編

第1章 材 料

第1節 組立魚礁部材

1-1-1 コンクリート部材

1. コンクリート部材の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。
2. 使用するコンクリート部材は、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第2編第3章第7節セメントコンクリート製品の規定によるものとする。

1-1-2 鋼製部材

1. 鋼製部材の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。
2. 使用する鋼材部材は、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第2編第3章第5節鋼材の規定によるものとする。
3. 溶接部は、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第2編第3章第18節その他3-18-7溶接材の規定によるものとする。

1-1-3 FRP部材

1. FRP部材の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。
2. FRP成形材料は、「表1-1 FRP成形材料の材質及び検査」に適合したもの、又は同等以上の品質を有するものとする。

表1-1 FRP成型材料の材質及び検査

種 類	材 質	検 査
ガラス繊維	JIS R 3412 ガラスロービング	JIS R 3420 ガラス繊維一般試験方法
樹 脂	JIS K 6919 繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂	JIS K 6901 液状不飽和ポリエステル樹脂試験方法
着色剤		JIS K 5600 塗料一般試験方法

1-1-4 その他の部材

- その他の部材の種類、材質及び形状等は、設計図書の定めによるものとする。

第2章 一般施工

第1節 船揚場工

2-1-1 一般事項

本節は、船揚場工として床掘工、土運船運搬工、揚土土捨工、土工、基礎捨石工、裏込工、被覆石工、裏埋工、裏埋土工、基礎栗石工、張りブロック工、止壁工、コンクリート舗装工、滑り材取付工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2-1-2 床掘工

1. ポンプ床掘

ポンプ床掘の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第5節 海上地盤改良工3-5-2、1 ポンプ床掘の規定によるものとする。

2. グラブ床掘

グラブ床掘の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第5節 海上地盤改良工3-5-2、2 グラブ床掘の規定によるものとする。

3. 硬土盤床掘

硬土盤床掘の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第5節 海上地盤改良工3-5-2、3 硬土盤床掘の規定によるものとする。

4. 砕岩床掘

砕岩床掘の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第5節 海上地盤改良工3-5-2、4 砕岩床掘の規定によるものとする。

5. バックハウ床掘

バックハウ床掘の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第5節 海上地盤改良工3-5-2、5 バックハウ床掘の規定によるものとする。

2-1-3 土運船運搬工

1. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第5節 海上地盤改良工3-5-4 土運船運搬工の規定によるものとする。

2-1-4 揚土土捨工

1. バージアンローダー揚土

バージアンローダー揚土の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第5節 海上地盤改良工3-5-5 揚土土捨工の規定によるものとする。

2. 空気圧送揚土

空気圧送揚土の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第5節 海上地盤改良工3-5-5 揚土土捨工の規定によるものとする。

3. リクレーマ揚土

リクレーマ揚土の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第5節 海上地盤改良工3-5-5 揚土土捨工の規定によるものとする。

4. バックハウ揚土

バックハウ揚土の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第5節 海上地盤改良工3-5-5 揚土土捨工の規定によるものとする。

2-1-5 土工

1. 土砂掘削

土砂掘削の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第5節 海上地盤改良工3-5-6、1 土砂掘削の規定によるものとする。

2. 土砂盛土

土砂盛土の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第5節 海上地盤改良工3-5-6、2土砂盛土の規定によるものとする。

2-1-6 基礎捨石工

1. 基礎捨石

基礎捨石の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第6節基礎工3-6-4、1基礎捨石の規定によるものとする。

2. 捨石本均し

捨石本均しの施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第6節基礎工3-6-4、2捨石本均しの規定によるものとする。

3. 捨石荒均し

捨石荒均しの施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第6節基礎工3-6-4、3捨石荒均しの規定によるものとする。

2-1-7 裏込工

1. 裏込材

裏込材の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第19節裏込・裏埋工3-19-2、1裏込材の規定によるものとする。

2. 瀬取り

瀬取りの施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第19節裏込・裏埋工3-19-2、2瀬取りの規定によるものとする。

3. 裏込均し

裏込均しの施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第19節裏込・裏埋工3-19-2、3裏込均しの規定によるものとする。

4. 吸出し防止材

吸出し防止材の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第19節裏込・裏埋工3-19-2、4吸出し防止材の規定によるものとする。

2-1-8 被覆石工

1. 被覆石

被覆石の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第15節被覆・根固工3-15-2、1被覆石の規定によるものとする。

2. 被覆均し

被覆均しの施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第15節被覆・根固工3-15-2、2被覆均しの規定によるものとする。

2-1-9 裏埋工・裏埋土工

1. 裏埋材

裏埋材の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第19節裏込・裏埋工3-19-3、1裏埋材の規定によるものとする。

2. 裏埋土工

(1) 土砂掘削

土砂掘削の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第19節裏込・裏埋工3-19-4、1土砂掘削の規定によるものとする。

(2) 土砂盛土

土砂盛土の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第19節裏込・裏埋工3-19-4、2土砂盛土の規定によるものとする。

2-1-10 基礎栗石工

1. 基礎栗石

- (1) 基礎栗石の投入は、設計図書の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、基礎栗石の投入について、既設構造物等の破損に注意して施工しなければならない。

2. 基礎栗石均し

- (1) 受注者は、基礎栗石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。
- (2) 基礎栗石の均し精度が、設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。

2-1-11 前面壁ブロック、張りブロック工

1. ブロック製作

ブロック製作については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第8節 本土工（ブロック式）3-8-2 本体ブロック製作工の規定によるものとする。

2. ブロック据付

- (1) 受注者は、施工に先立ちブロックの据付時期を監督職員に通知しなければならない。
- (2) 受注者は、ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
- (3) 受注者は、海中に仮置されたブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。
- (4) 受注者は、ブロック相互間に、裏込石や基礎栗石等のはまり込みがないように据え付けなければならない。

2-1-12 止壁工

止壁工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第16節 上部工3-16-2 上部コンクリート工の規定によるものとする。

2-1-13 コンクリート舗装工

斜路部及び船置き場部のコンクリート舗装工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第3節 共通的工種3-3-19 コンクリート舗装工の規定によるものとする。

2-1-14 滑り材工

滑り材工は、設計図書の定めによるものとする。

第2節 魚礁工

2-2-1 一般事項

本節は、魚礁工として魚礁製作工・単体魚礁製作、魚礁製作工・組立魚礁製作、魚礁沈設工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2-2-2 魚礁製作工・単体魚礁製作

1. 単体魚礁製作

- (1) 魚礁製作の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第1編第4章 無筋・鉄筋コンクリート（港湾工事）の規定によるものとする。
- (2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、製作した魚礁を転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、魚礁製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (5) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

ない。

2-2-3 魚礁製作工・組立魚礁製作

1. 部材運搬

受注者は、部材の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形、欠け等を生じないように取り扱い、部材に損傷を与えない処置を講じなければならない。

2. 組立魚礁組立

- (1) 受注者は、組立ヤードの突起等の不陸を均さなければならない。組立ヤードは、設計図書の定めによるものとする。
- (2) ボルトは、ハンドレンチ等を用いて、ゆるまないように十分に締め付けなければならない。また、締め付けすぎないように十分に注意しなければならない。さらに、ボルトは、締め付け後トルクレンチ等で締め付け度合いを確認し、均一性を保つようにしなければならない。
- (3) 組立及び仮締めに使用するボルト・ナットは、「JIS B 1180 六角ボルト」、「JIS B 1181 六角ナット」に適合するもの、又は同等以上の品質を有するものとする。
- (4) 化学系接続帯による接続方法は、設計図書の定めによるものとする。
- (5) 溶接は土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第26節3-26-2現場鋼材溶接工、3-26-3現場鋼材切断工の規定によるものとする。
- (6) 鋼製部材の組立にボルトを使用する場合は、隙間腐食の原因とならないよう全周溶接をする等、防食処置を行わなければならない。
- (7) コンクリート部材の現場製作は、第1編第2章第2節2-2-2魚礁製作工・単体魚礁製作の規定によるものとする。
- (8) 受注者は、魚礁組立完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (9) 重錘コンクリートの施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート（港湾工事）の規定によるものとする。

2-2-4 魚礁沈設工

1. 運搬及び仮置

受注者は、仮置ヤードの突起等の不陸を均さなければならない。仮置ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

2. 沈設

- (1) 受注者は、施工に先立ち魚礁の沈設時期を監督職員に通知しなければならない。
- (2) 受注者は、魚礁沈設に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して沈設しなければならない。
- (3) 受注者は、必要に応じて沈設工事の施工範囲を示す標識を設置し、管理するものとする。なお、標識灯や浮標灯の構造形式や設置場所等は、監督職員の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、沈設に先立ちG N S S及びD-G N S S等の測量機器を利用して位置を測定し、設計図書に定められた場所に沈設しなければならない。なお、設計図書に測量機器が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (5) 沈設時の着底速度は、ブロックに過大な着底衝撃力を与えないように、毎秒0.8m以下の速度で静かに着底させなければならない。
- (6) 受注者は、濁りを発生させないよう環境保全に十分注意して投入するものとする。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従うものとする。

第3節 増殖場工

2-3-1 一般事項

本節は、増殖場工として着定基質製作工・単体着定基質製作、着定基質製作工・組立着定基質製作、着定基質設置工、石材着定基質工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2-3-2 着定基質製作工・単体着定基質製作

着定基質製作の施工については、2-2-2 魚礁製作工・単体魚礁製作の規定によるものとする。

2-3-3 着定基質製作工・組立着定基質製作

着定基質組立の施工については、2-2-3 魚礁製作工・組立魚礁製作の規定によるものとする。

2-3-4 着定基質設置工

着定基質設置の施工については、2-2-4 魚礁沈設工の規定によるものとする。

2-3-5 石材着定基質工

- (1) 受注者は、石材の投入に先立ちG N S S及びD-G N S S等の測量機器を利用して位置を測定し、設計図書に定められた場所に投入しなければならない。なお、設計図書に測量機器が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 均し精度が、設計図書に指定されている場合、それに従わなければならない。
- (3) 受注者は、濁りを発生させないよう環境保全に十分注意して投入するものとする。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従うものとする。

第2編 漁港編

第1章 船揚場

第1節 適用

1. 本章は、漁港漁場関係工事（船揚場）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、被覆・根固工、上部工、付属工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

漁港・漁場施設の設計の参考図書（公社）全国漁港漁場協会（2023年版）
漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（水産庁漁港漁場整備部 令和6年4月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第6節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第6節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第7節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第8節 上部工

上部工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第16節上部工の規定によるものとする。

第9節 付属工

付属工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第17節付属工の

規定によるものとする。

第10節 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

第11節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第12節 土 工

土工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第21節土工の規定によるものとする。

第13節 舗装工

舗装工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第22節舗装工の規定によるものとする。

第14節 維持補修工

維持補修工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第15節 船揚場工

船揚場工の施工については、第1編第2章第1節船揚場工の規定によるものとする。

第16節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第17節 仮設工

仮設工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第25節仮設工の規定によるものとする。

第18節 雑 工

雑工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第26節雑工の規定によるものとする。

第3編 漁場編

第1章 魚 礁

第1節 適 用

1. 本章は、漁港漁場関係工事（魚礁）における魚礁工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

漁港・漁場施設の設計の参考図書 （公社）全国漁港漁場協会 （2023年版）

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 （水産庁漁港漁場整備部 令和6年4月）

第3節 魚 礁 工

魚礁工の施工については、第1編第2章第2節魚礁工の規定によるものとする。

第4節 雑 工

雑工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第26節雑工の規定によるものとする。

第2章 増殖場、養殖場

第1節 適 用

1. 本章は、漁港漁場関係工事（増殖場、養殖場）における浚渫工、土捨工、増殖場工、海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、埋立工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

漁港・漁場施設の設計の参考図書 （公社）全国漁港漁場協会 （2023年版）

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 （水産庁漁港漁場整備部 令和6年4月）

第3節 浚 渫 工

浚渫工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第13編第1章第3節浚渫工の規定によるものとする。

第4節 土捨工

土捨工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第4節土捨工の規定によるものとする。

第5節 増殖場工

増殖場工の施工については、第1編第2章第3節増殖場工の規定によるものとする。

第6節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第7節 基礎工

基礎工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第6節基礎工の規定によるものとする。

第8節 本土工（ケーソン式）

本土工（ケーソン式）の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第7節本土工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第9節 本土工（ブロック式）

本土工（ブロック式）の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第8節本土工（ブロック式）の規定によるものとする。

第10節 本土工（場所打式）

本土工（場所打式）の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第9節本土工（場所打式）の規定によるものとする。

第11節 本土工（捨石・捨ブロック式）

本土工（捨石・捨ブロック式）の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第10節本土工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第12節 本土工（鋼矢板式）

本土工（鋼矢板式）の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第11節本土工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第13節 本土工（コンクリート矢板式）

本土工（コンクリート矢板式）の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第12節本土工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第14節 本土工（鋼杭式）

本土工（鋼杭式）の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第13節本土工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第15節 本土工（コンクリート杭式）

本土工（コンクリート杭式）の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編

第3章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第16節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第17節 上部工

上部工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第16節上部工の規定によるものとする。

第18節 消波工

消波工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第18節消波工の規定によるものとする。

第19節 埋立工

埋立工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第13編第1章第5節埋立工の規定によるものとする。

第20節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第21節 雑工

雑工の施工については、土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）第4編第3章第26節雑工の規定によるものとする。

漁港漁場関係工事品質管理基準

凡 例

<特>：図面及び特記仕様書

<共>：漁港漁場関係工事共通仕様書

漁港漁場関係品質管理基準

1. 滑り材	19
1-1 滑り材	19
2. 組立魚礁部材	19
2-1 コンクリート部材	19
2-2 鋼製部材	20
2-3 FRP部材	20
2-4 その他部材	21

1. 滑り材

1-1 滑り材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 滑り材	材質	<特>の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	<特>及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入前、全数		
	形状寸法	<特>の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	<特>及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、適宜	工場の測定表を提出	

2. 組立魚礁部材

2-1 コンクリート部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
1) コンクリート部材	外観	有害な傷、ひび割れ、欠け、ねじれ等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数			
	形状寸法	<特>の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	<共>第1編 1-1-1又は<特>による。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	測定結果表(検査証明書)を提出	同一の型枠を使用した場合に適用	
	強度	供試体の作成		JIS A 1132		1日1回とし1日の打設量が150m ³ を超える場合は1日に2回とする。ただし同一配合の1日当り打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく100m ³ ごとに1回とすることができる。		
		圧縮試験		JIS A 1108	1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上		製造工場の試験成績表(検査証明書)を提出	

2-2 鋼製部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼製部材	本体・付属品の化学成分、機械的性質	<特>に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	<共>第1編 1-1-2 又は<特>による。		試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	製造工場の測定結果表により確認	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	<特>の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	<共>第1編 1-1-2 又は<特>による。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	測定結果表(検査証明書)を提出	
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	目視及びカラーチェックの他、<特>による。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	<共>第1編 1-1-2 又は<特>による。	搬入前、全数	試験成績表(検査証明書)を提出	

2-3 FRP部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) FRP部材	材質・化学成分	<特>に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	<共>第1編 1-1-3 又は<特>による。		試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	<特>の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	<共>第1編 1-1-3 又は<特>による。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	測定結果表(検査証明書)を提出	
	質量	<特>の質量に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	<共>第1編 1-1-3 又は<特>による。	搬入前、全数	測定結果表(検査証明書)を提出	

2-4 その他部材

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) その他部材	材質・化学成分	<特>に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	<共>第1編 1-1-4 又は<特>による。		試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	<特>の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	<共>第1編 1-1-4 又は<特>による。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	測定結果表(検査証明書)を提出	
	質量	<特>の質量に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	<共>第1編 1-1-4 又は<特>による。	搬入前、全数	測定結果表(検査証明書)を提出	

漁港漁場関係工事出来形管理基準

凡 例

〈特〉：図面及び特記仕様書

〈共〉：漁港漁場関係工事共通仕様書

業務共通仕様書：調査・設計・測量
業務等共通仕様書

1. 船揚場工	25
1-1 床掘工	25
1-2 床掘土工	25
1-3 基礎捨石工	25
1-4 裏込工	26
1-5 被覆石工	26
1-6 裏埋工	26
1-7 裏埋土工	27
1-8 基礎栗石工	27
1-9 前面壁ブロック、張りブロック工	27
1-10 止壁工	28
1-11 コンクリート舗装工	28
1-12 滑り材工	29
2. 魚礁工	30
2-1 魚礁製作工・単体魚礁製作	30
2-2 魚礁製作工・組立魚礁製作	31
2-3 魚礁沈設工	32
3. 増殖場工	32
3-1 着定基質製作工・単体着定基質製作	32
3-2 着定基質製作工・組立着定基質製作	33
3-3 着定基質設置工	33
3-4 石材着定基質工	33

[参 考]

様式・出来形 22-1	；单体魚礁出来形管理図.....	34
様式・出来形 22-2	；組立魚礁組立出来形管理図.....	35
様式・出来形 22-3 (1)	；魚礁沈設出来形管理表 (1)	36
様式・出来形 22-3 (2)	；魚礁沈設出来形管理表 (2)	37
様式・出来形 22-3 (3)	；魚礁沈設出来形管理表 (3)	38
様式・出来形 22-3 (4)	；魚礁沈設出来形管理表 (4)	39
様式・出来形 22-3 (5)	；魚礁沈設出来形管理表 (5)	40
様式・出来形 23-4	；石材投入出来形管理表.....	41

1. 船揚場工

1-1 床掘工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. ポンプ床掘	水 深 (底面)						港湾工事出来形管理基準 3-1 床掘工を適用する。
2. グラブ床掘							
3. 硬土盤床掘	(法面)						港湾工事出来形管理基準 3-1 床掘工を適用する。
4. 砕岩床掘							
5. バックホウ床掘							

1-2 床掘土工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 土砂掘削							港湾工事出来形管理基準 17-3 1. 土砂掘削を適用する。
2. 土砂盛土							港湾工事出来形管理基準 17-3 2. 土砂盛土を適用する。

1-3 基礎捨石工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 基礎捨石 (均しを行わない面)							港湾工事出来形管理基準 4-3 基礎捨石工を適用する。
2. 捨石本均し							港湾工事出来形管理基準 4-3 基礎捨石工を適用する。
3. 捨石荒均し							港湾工事出来形管理基準 4-3 基礎捨石工を適用する。

1 - 4 裏込工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 裏込均し							港湾工事出来形管理基準 17-1 2. 裏込均しを適用する。
2. 吸出し防止材							港湾工事出来形管理基準 17-1 3. 吸出し防止材を適用する。

1 - 5 被覆石工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 被覆石 (均しを行わない面)							港湾工事出来形管理基準 13-1 被覆石工を適用する。
2. 被覆石均し							港湾工事出来形管理基準 13-1 被覆石工を適用する。

1 - 6 裏埋工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
裏埋工							港湾工事出来形管理基準 17-2 裏埋工を適用する。

1-7 裏埋土工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 土砂掘削							港湾工事出来形管理基準 17-3 1. 土砂掘削を適用する。
2. 土砂盛土							港湾工事出来形管理基準 17-3 2. 土砂盛土を適用する。

1-8 基礎栗石工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 基礎栗石均し	天端高	レベル又は〈特〉により測定	測線及び測点間隔は10m以下	1 cm	均し出来形図を作成し提出	± 5 cm	
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない - 0	

1-9 前面壁ブロック、張りブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. ブロック製作	幅、高さ、長さ	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm	港湾工事出来形管理基準 様式・出来形 13-3-1 参照
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出		
2. ブロック据付	法線に対する出入（先端止壁のみ）	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき1箇所	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所	1 cm	管理表を作成し提出	3 cm 以下	
	延長	スチールテープ等により測定	両端2箇所（上段、下段）	1 cm	管理表を作成し提出	+規定しない - 0	前面壁は1箇所
	天端高	レベル等により測定	据付後測線につき3箇所（下段、中絶、上段）	1 cm	管理表を作成し提出	<特>による	前面壁は測線につき1箇所

1-10 止壁工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 止壁コンクリート	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	測点毎に1箇所 測点間隔は10m以下	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は<特>による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	測点毎に1箇所 測点間隔は10m以下	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない - 0	

1-11 コンクリート舗装工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 路盤 (船揚場)	高さ	レベル等により測定	中心及び両端部の3点を 延長20m又は測点毎に1 箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 4 cm	港湾工事出来形管理基準 様式・出来形1-13-1(1) 参照船揚場に適用する
	厚さ	レベル等により測定	延長20m又は測点毎に1 箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない - 4.5cm	船揚場に適用する
	幅	スチールテープ等により 測定	延長20m又は測点毎に1 箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない - 5 cm	船揚場に適用する
	延長	スチールテープ等により 測定	両端2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない - 0	船揚場に適用する
2. コンクリート舗 装版	厚さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の 3点を延長20mに1箇所、 道路舗装は中心及び 両端部の3点を延長40m に1箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない - 1 cm	コンクリート版の厚 さ、その他を確認する ため、監督職員が必要 と認めるときは、コア を採取する。
	幅	スチールテープ、光波 測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、 道路舗装は延長40m に1箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない - 2.5cm	
	延長	スチールテープ、光波 測距儀等により測定	両端2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない - 0	
	平坦性	3mプロフィールメータ により測定	各レーン毎全延長	1 mm	記録紙及び管理表 を作成し提出	機械舗設の場合 2mm以下 人力舗設の場合 3mm以下	船揚場に適用しない

1-12 滑り材工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 滑り材	取付間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、適宜	1 cm	管理表を作成し提出	<特>による	
	延 長	スチールテープ等により測定	取付完了時、適宜	1 cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0	

2. 魚礁工

2-1 魚礁製作工・単体魚礁製作

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 単体魚礁製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10基に1基以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm	様式・出来形 22-1 参照
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10基に1基以上測定	1 cm	管理表を作成し提出		
	型枠形状寸法	観 察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		
	ブロック外観	観 察	10基に1基以上		観察結果を報告		

2-2 魚礁製作工・組立魚礁製作

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. コンクリート 部材組立	幅、高さ、長さ	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1mm	管理表を作成し提出	幅、高さ、長さ +10mm×部材連数 -5mm×部材連数	様式・出来形 22-2 参照
	ボルトの取付け	観察	全箇所		観察結果を報告		
	ボルトの締め付け	トルクレンチ等による測定	<特>による。	<特>による。	管理表を作成し提出	<特>による。	
2. 鋼製部材組立	幅、高さ、長さ	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1mm	管理表を作成し提出	幅 +30mm, -10mm 高さ+30mm, -10mm 長さ+30mm, -10mm	
	のど厚、脚長、溶接長	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	<特>による。	1mm	測定表を作成し提出	<特>による。	ボルト止めの溶接長は、(隙間腐食防止のため) 不要
	有害な欠陥の有無	観察	全数		観察結果を報告		
	溶接部 非破壊試験	JIS Z 3104放射線透過試験の他、<特>による。 カラーチェック	<特>による。		写真又はフィルムを提出	<特>による。	
			<特>による。		写真を提出	<特>による。	
3. FRP部材組立	幅、高さ、長さ	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1mm	管理表を作成し提出	<特>による。	様式・出来形 22-2 参照
	接続帯の取付け	観察	接続終了後、全箇所		観察結果を報告	<特>による。	
4. 重錘コンクリート製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅 +3cm, -1cm 高さ+3cm, -1cm 長さ+3cm, -1cm	

2-3 魚礁沈設工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 魚礁沈設	位置 集中配置 (乱積配置)	G N S S 及び D - G N S S 等により測定	魚礁沈設時に10基に1基以上測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	偏心距離30m以内 その他は<特>による。	様式・出来形 22-3 参照
	位置 ゾーン配置	G N S S 及び D - G N S S 等により測定	魚礁沈設時に10基に1基以上測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	ゾーン内	
	位置 計画配置 (相対配置)	G N S S 及び D - G N S S 等により測定	魚礁沈設時に全基測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	偏心距離30m以内 計画配置: 重ならないこと、その他<特>による。	
	高さ	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から8方位を測定 計画配置は<特>による。	10cm	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	集中配置: + 規定しない - 0 (Hは魚礁1基の高さ) ゾーン配置、計画配置: 重ならないこと、その他は<特>による。	集中配置: 最高部の許容範囲
	長さ、幅	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から8方位を測定 計画配置は<特>による。	10cm	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	<特>による。	

3. 増殖場工

3-1 着定基質製作工・単体着定基質製作

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 着定基質製作	型枠形状寸法 (異形ブロック)	観 察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理 ただし、監督職員 の請求があった場合に提示		魚礁タイプは、2-1 魚礁製作工・単体魚礁製作を適用する。
	ブロック外観 (異形ブロック)	観 察	10個に1個以上		観察結果を報告		

3-2 着定基質製作工・組立着定基質製作

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 着定基質組立							2-2 魚礁製作工・組立魚礁製作を適用する。

3-3 着定基質設置工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 着定基質設置	位置 計画配置 (相対配置) 長さ、幅	G N S S 及び D - G N S S 等により測定 水深約 20m 以浅は<特>による。 音響測深器等により測定	着定基質設置時に全基測定 水深約 20m 以浅は<特>による。 <特>による。	緯度経度 公共座標 水深約 20m 以浅は<特>による。 10cm	管理表を作成し提出 出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	偏心距離 30m 以内 水深約 20m 以浅は<特>による。 <特>による。	様式・出来形 22-3 (計画配置) 参照

3-4 石材着定基質工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 石材投入	投入位置	G N S S 及び D - G N S S 等により測定	<特>による。	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	±30m	様式・出来形 23-4 参照 捨石マウンドタイプは、港湾工事出来形管理基準 4-3 基礎捨石工を適用する。
	投入位置 計画配置 (相対配置 (20m 以浅))	<特>による。	<特>による。	<特>による。	管理表を作成し提出	<特>による。	
	敷設率	<特>による。	<特>による。	<特>による。	管理表を作成し提出	<特>による。	
	長さ、幅	音響測深器等により測定	各 3 測線以上	10cm	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	<特>による。	様式・出来形 23-4 参照

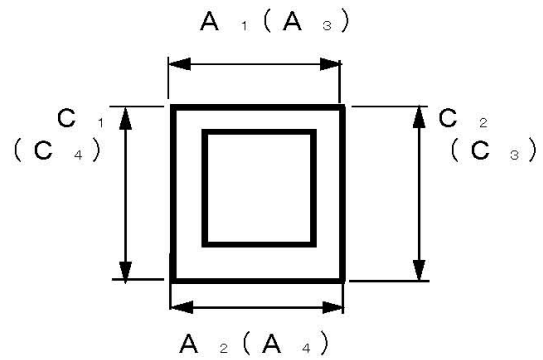
単体魚礁製作出来形管理図

工事名: _____

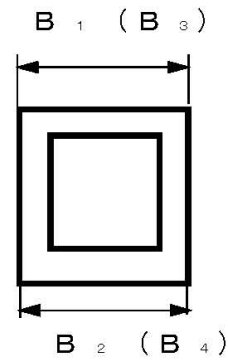
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

現場代理人 _____

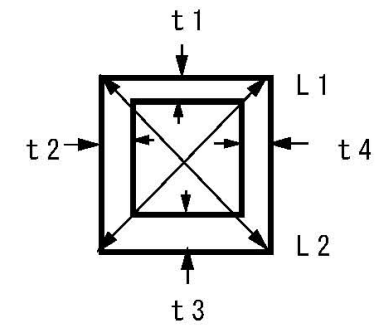
側面図



正面図



平面図



製作番号	A1	A2	A3	A4	B1	B2	B3	B4	C1	C2	C3	C4	t1	t2	t2	t4	L1	L2
	設計値																	
	実測値																	
	差																	
	設計値																	
	実測値																	
	差																	
	設計値																	
	実測値																	
	差																	
	設計値																	
	実測値																	
	差																	

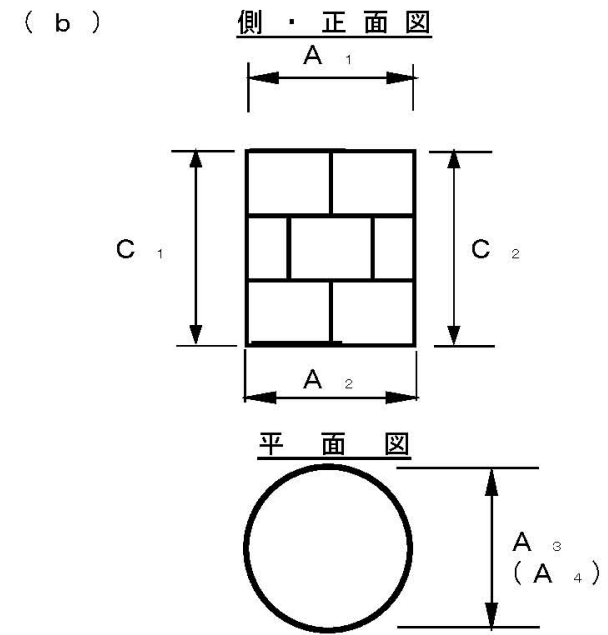
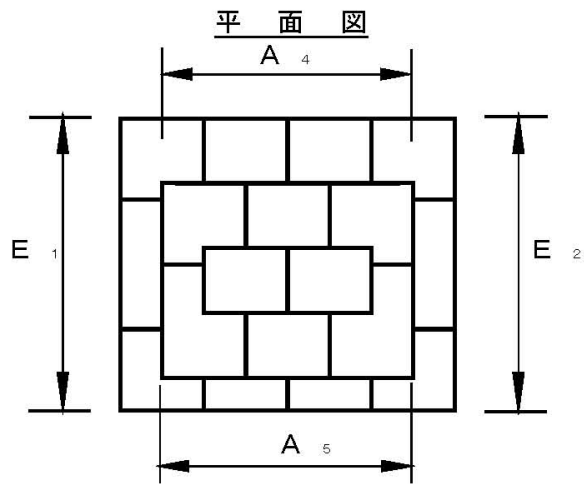
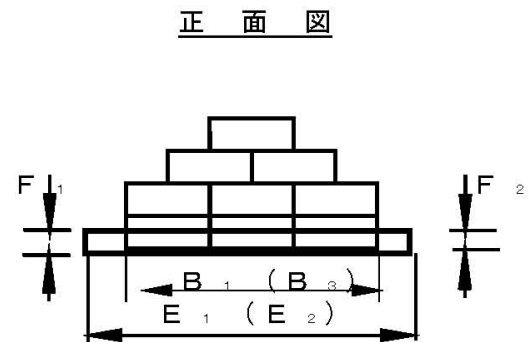
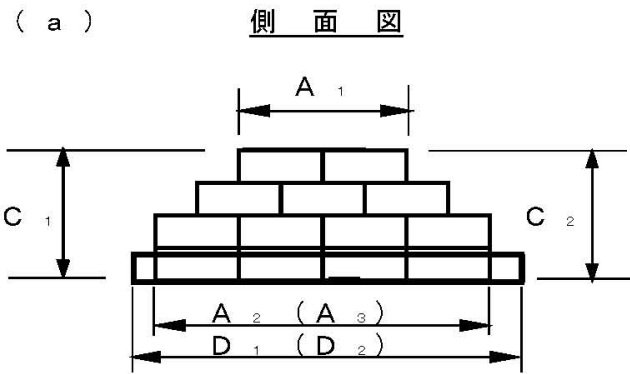
組立魚礁についても上記の表を準用する。

組立魚礁組立出来形管理図

工事名: _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

現場代理人 _____



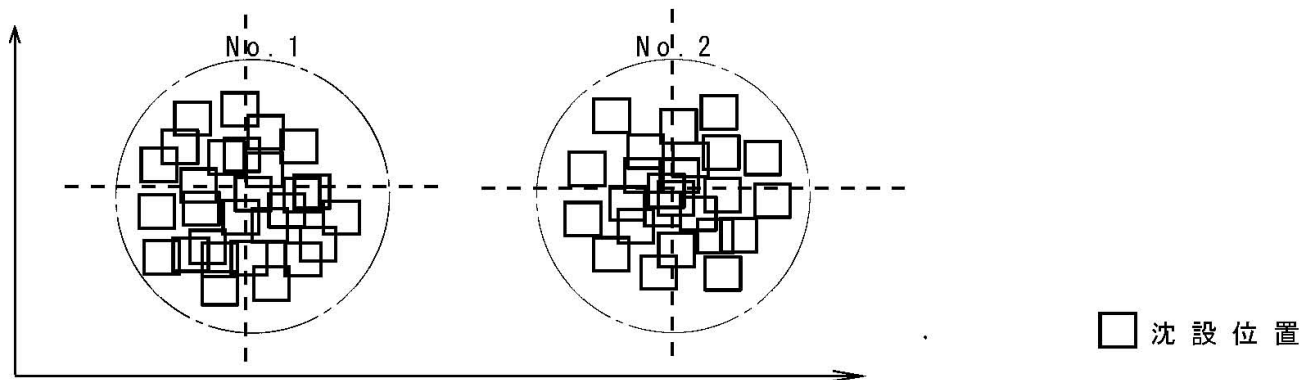
魚礁沈設出来形管理表 (1)

工事名: _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

現場代理人 _____

魚礁沈設位置 (集中配置)



魚礁沈設出来形管理表

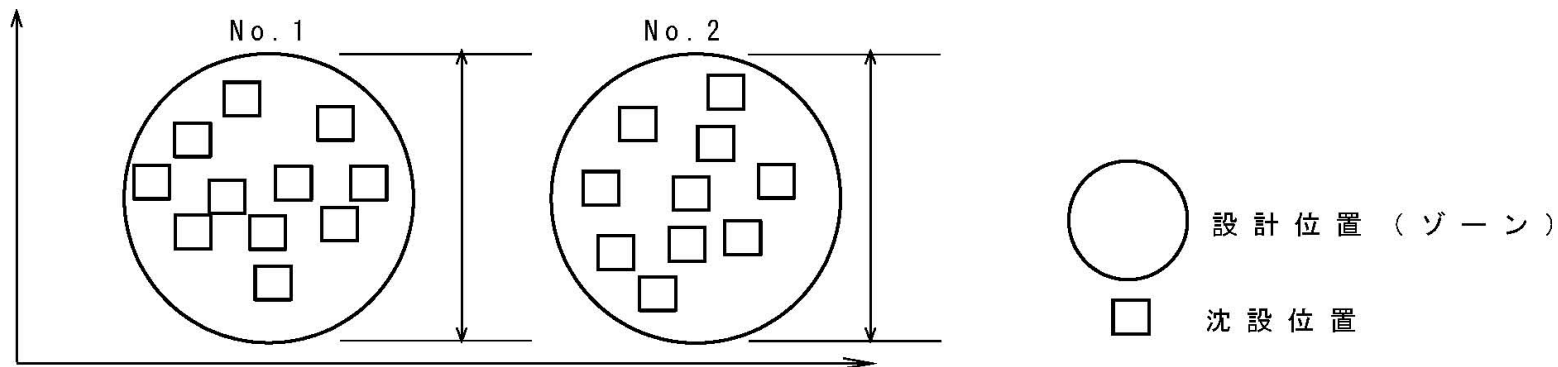
測点 番号	魚 礁 名 称	製 作 番 号	沈 設 月 日	X 座 標 (緯 度)		Y 座 標 (経 度)		偏 心 距 離 (m)
				設 計 位 置	沈 設 位 置	設 計 位 置	沈 設 位 置	
No. 1		中心点						
		1-1						
		1-10						
		1-20						
No. 2		中心点						
		2-1						
		2-10						
		2-20						
No. 3		中心点						
No. 4		中心点						

魚礁沈設出来形管理表 (2)

工事名: _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
現場代理人 _____

魚礁沈設位置 (ゾーン配置)



魚礁沈設出来形管理表

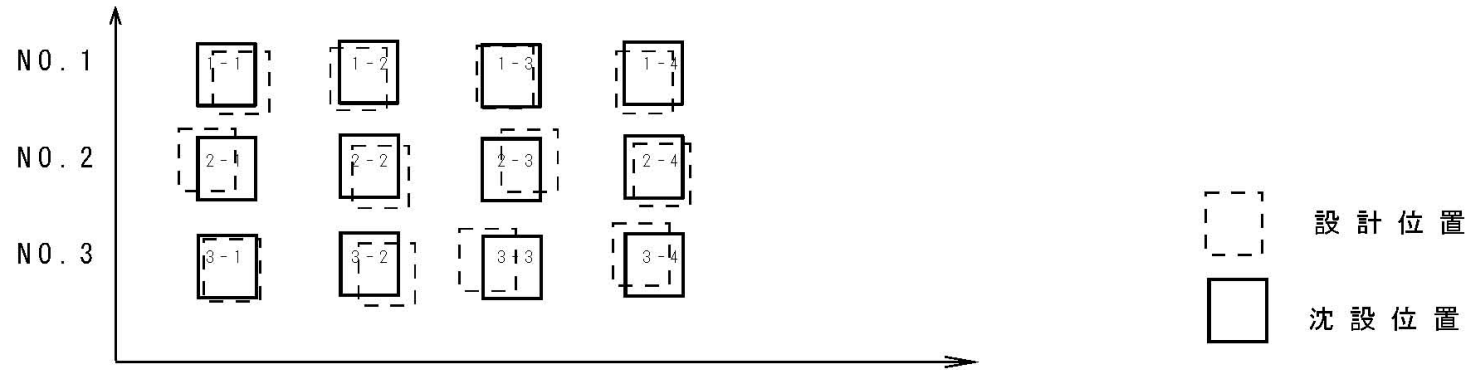
測点 番号	魚 礁 名 称	製 作 番 号	沈 設 月 日	X 座 標 (緯 度)		Y 座 標 (経 度)		偏 心 距 離 (m)
				設 計 位 置	沈 設 位 置	設 計 位 置	沈 設 位 置	
No. 1		中心点						
		1-1						
		1-10						
		1-20						
No. 2		中心点						
		2-1						
		2-10						
		2-20						
No. 3		中心点						
No. 4		中心点						

魚礁沈設出来形管理表 (3)

工事名: _____

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
現場代理人 _____

魚礁沈設位置 (計画配置)



魚礁沈設出来形管理表

測点番号	魚名	礁称	製作番号	沈設月日	X座標 (緯度)		Y座標 (経度)		偏心距離 (m)
					設計位置	沈設位置	設計位置	沈設位置	
No. 1			1-1						
			1-2						
			1-3						
			1-4						
No. 2			2-1						
			2-2						
			2-3						
			2-4						
No. 3									
No. 4									

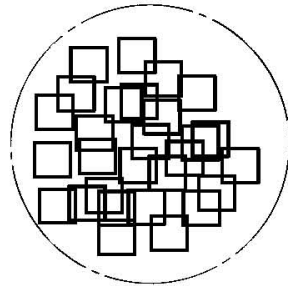
魚礁沈設出来形管理表(4)

工事名: _____

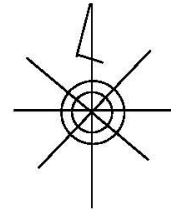
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
現場代理人 _____

魚礁沈設位置 (集中配置・ゾーン配置)

No. 1



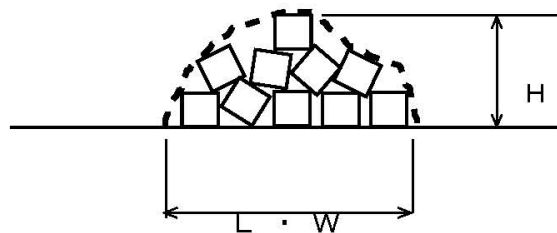
測定方向



魚礁沈設出来形管理表

(測定単位: 0.1m)

測点番号	測定方向	高さ (H) m	長さ (L) m	幅 (W) m
No. 1				
No. 2				
No. 3				
No. 4				

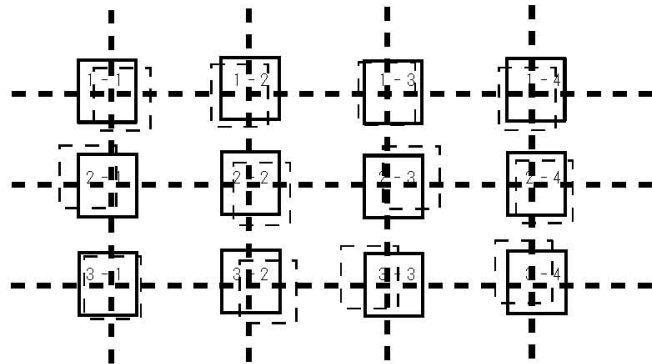


魚礁沈設出来形管理表 (5)

工事名: _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
現場代理人 _____

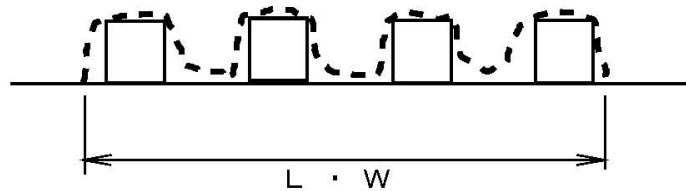
魚礁沈設位置 (計画配置)



魚礁沈設出来形管理表

(測定単位: 0.1m)

測点番号	測定方向	長さ (L) m	幅 (W) m	
No. 1				
No. 2				
No. 3				
No. 4				

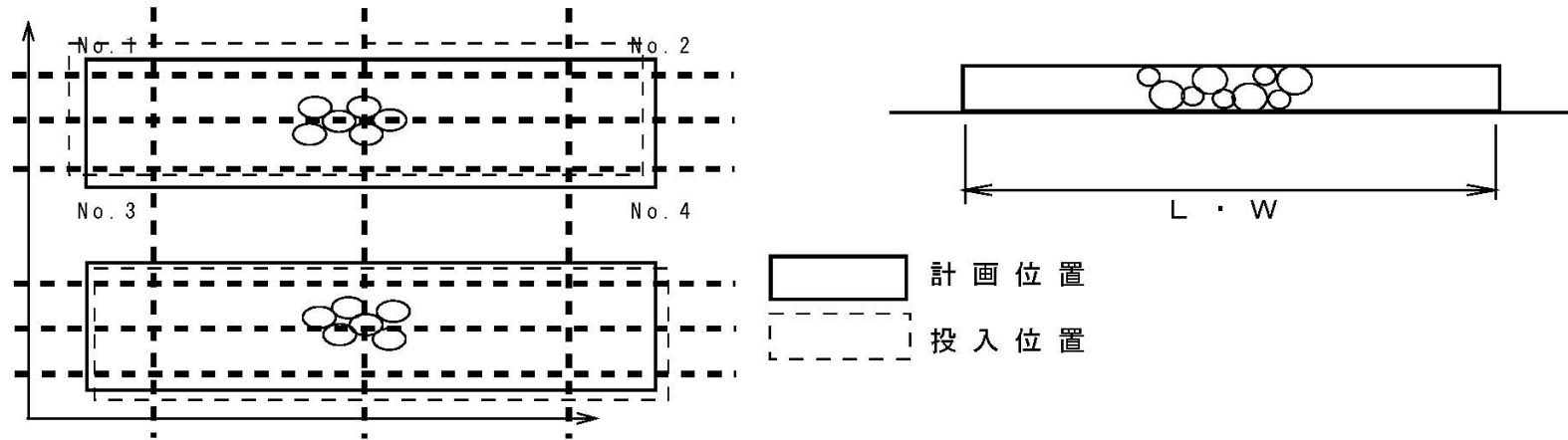


石材投入出来形管理表

工事名: _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 現場代理人 _____

石材投入位置



石材投入出来形管理表

(測定単位: 0.1m)

積載船名	石材規格	投入量 (m ³)	投月 入日	測点番号	X座標 (緯度)		Y座標 (経度)		偏心距離 m	測線番号	長さ (L) m	幅 (W) (m)
					計画位置	投入位置	計画位置	投入位置				
				NO. 1								
				NO. 2								
				NO. 3								
				NO. 4								

漁港漁場関係工事写真管理基準

凡 例

<特>：図面及び特記仕様書

<共>：漁港漁場関係工事共通仕様書

漁港漁場関係工事写真管理基準

3-1	船揚場工	44
3-2	魚礁工	46
3-3	増殖場工	49

3-1 船揚場工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
1. 床掘工					
1) ポンプ床掘 2) グラブ床掘 3) 硬土盤床掘 4) 砕岩床掘 5) バックホウ床掘					港湾工事写真管理基準3-3-1 床掘工を適用する。
2. 床掘土工					
1) 土砂掘削 2) 土砂盛土					港湾工事写真管理基準3-3-5 床掘土工を適用する。
3. 基礎捨石工					
1) 基礎捨石 2) 捨石本均し 3) 捨石荒均し					港湾工事写真管理基準3-4-3 基礎捨石工を適用する。
4. 裏込工					
1) 裏込材 2) 裏込均し 3) 吸い出し防止材					港湾工事写真管理基準3-17-1 裏込工を適用する。
5. 被覆石工					
1) 被覆石 2) 被覆石均し					港湾工事写真管理基準3-13-1 被覆石工を適用する。
6. 裏埋工					
1) 裏埋					港湾工事写真管理基準3-17-2 裏埋工を適用する。
7. 裏埋土工					
1) 土砂掘削 2) 土砂盛土					港湾工事写真管理基準3-17-3 裏埋土工を適用する。
8. 基礎栗石工					
1) 基礎栗石均し	施工管理	基礎栗石投入 基礎栗石均し	基礎栗石投入、均し、締固め	施工時	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査	主要資材については〈品〉の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	基礎栗石の厚さが判明できるように撮影

3-1 船揚場工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準		注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
9. 前面壁ブロック工、張ブロック工					
1) ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	港湾工事写真管理基準3-6-1 本体ブロック製作工の関連事項を適用する。
2) ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、クレーン等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	据付の全体が判明できるように撮影
10. 止壁工					
1) 止壁コンクリート					港湾工事写真管理基準3-14-1 上部コンクリート工の関連事項を適用する。
11. コンクリート舗装工					
1) 路盤	施工管理	路盤	路盤材料均し、転圧、締固め	各層作業中	
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	主要資材については〈品〉の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	路盤の厚さが判明できるように撮影
12. 滑り材工					
1) 滑り材	施工管理	取 付	取付状況	取付時	取付状況が判明できるように撮影
	品質管理	搬入数量の確認	滑り材	搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	取付完了状態	取付完了時	取付完了状態が判明できるように撮影

3-2 魚礁工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期		
1. 魚礁製作工・単体魚礁製作						
1) 単体魚礁製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	港湾工事写真管理基準3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。	
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時		
		函台	製作函台	着工時		
						港湾工事写真管理基準2-8 鉄筋工を適用する。
						港湾工事写真管理基準2-9 型枠及び支保工を適用する。
						港湾工事写真管理基準2-9 型枠及び支保工を適用する。
						港湾工事写真管理基準2-4 運搬打設工を適用する。
	品質管理				港湾工事写真管理基準2-7 コンクリートの品質管理を適用する。	
	出来形管理	鉄筋	組立てかぶり	組立完了時	港湾工事写真管理基準3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。	
		型枠	組立完了	組立確認時		
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影	
		完成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）	
			仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影	
2. 魚礁製作工・組立魚礁製作						
1) コンクリート部材組立	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	港湾工事写真管理基準3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。	
		使用機械等	クレーン等	施工時		
		足場			港湾工事写真管理基準2-9 型枠及び支保工を適用する。	
		組立部材	運搬状況	施工時	荷崩れ防止装置、積載状況が判明できるように撮影	
			保管状況	搬入後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影	
		組立状況	組立時	組立部分及び全景組立状況を撮影		
	品質管理	組立部材の外観、形状寸法、質量	観察、測定状況	観察、測定時	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影	
1) コンクリート部材組立	出来形管理	ボルト等	取付外観	観察時		
		完成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）	
			仮置状況	仮置時		

3-2 魚礁工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準	注意事項及び説明	
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期		
2) 鋼製部材組立	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	港湾工事写真管理基準3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。	
		使用機械等	クレーン等	施工時		
		足場				港湾工事写真管理基準2-9 型枠及び支保工を適用する。
		組立部材	運搬状況	施工時		荷崩れ防止装置、積載状況が判明できるように撮影
			保管状況	搬入後		まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
		組立状況	組立時	組立部分及び全景組立状況を撮影		
	品質管理	組立部材の外観、形状寸法、質量	観察、測定状況	観察、測定時	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影	
	出来形管理	溶接の外観	溶接外観	観察時		
			のど厚、脚長、溶接長等	計上寸法	測定時	テープ、ゲージ等を同時撮影
		溶接部試験	非破壊試験の状況	試験時		
完 成		完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）		
	仮置状況	仮置時				
3) FRP部材組立	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	港湾工事写真管理基準3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。	
		使用機械等	クレーン等	施工時		
		足場				港湾工事写真管理基準2-9 型枠及び支保工を適用する。
		組立部材	運搬状況	施工時		荷崩れ防止装置、積載状況が判明できるように撮影
			保管状況	搬入後		まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
		組立状況	組立時	組立部分及び全景組立状況を撮影		
	品質管理	組立部材の外観、形状寸法、質量	観察、測定状況	観察、測定時	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影	
	出来形管理	接続帯等	取付外観	観察時		
		完 成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）	
			仮置状況	仮置時		
4) 重錘コンクリート製作					港湾工事写真管理基準3-6-1 本体ブロック製作工の関連事項を適用する。	
3. 魚礁沈設工						
1) 魚礁沈設	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	
		沈設位置測量作業	測量作業状況	測量時	測量作業状況が判明できるように撮影	
		沈設作業	沈設作業状況	沈設時	沈設作業が判明できるように撮影	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時		

3-3 増殖場工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
1. 着定基質製作工・単体着定基質製作					
1) 着定基質製作	施工管理				港湾工事写真管理基準3-16-2 消波ブロック工（魚礁タイプは3-2-1 魚礁製作工・単体魚礁製作）を適用する。
	品質管理				
	出来形管理				
2. 着定基質製作工・組立着定基質製作					
1) 着定基質組立	施工管理				3-2-2 魚礁製作工・組立魚礁製作を適用する。
	品質管理				
	出来形管理				
3. 着定基質設置工					
1) 着定基質設置	施工管理				3-2-3 魚礁沈設工を適用する。
	品質管理				
	出来形管理				
4. 石材着定基質工					
1) 石材投入	施工管理	準備	ストックヤード等	ストックヤード使用前後	
		石材投入	投入状況	投入時、石材規格毎及び作業船種毎	
		石材均し	均し状況	規格及び作業船毎	
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
		材料の確認	産地・規格毎	搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時	

付 属 資 料

付 属 資 料 目 次

1. 施工状況検査一覧表.....	51
2. 工事の施行等に関する通達	52
(1) 施工条件明示について	52
(2) 漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項について.....	55

1. 施工状況検査一覧表

工 種	種 別〔項目〕	検 査 時 期
船揚場工	床掘工〔出来形〕	ポンプ床掘完了時 グラブ床掘完了時 硬土盤床掘完了時 砕岩床掘完了時 バックホウ床掘完了時
	基礎捨石工〔出来形〕	石投入完了時（均しを行わない面） 本均し完了時 荒均し完了時
	裏込工〔出来形〕	材料投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時 マット敷設完了時
	被覆石工〔出来形〕	石投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時
	裏埋工〔出来形〕	材料投入完了時
	裏埋土工〔出来形〕	土砂掘削完了時 土砂盛土完了時
	基礎栗石工〔出来形〕	石投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時
	前面壁ブロック工、張ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
	止壁工〔出来形〕	製作完了時
	コンクリート舗装工〔品質〕 〔出来形〕	各層路盤施工時 各層路盤完了時 舗装完了時
滑り材工〔出来形〕	設置完了時	
魚礁工	単体魚礁製作工・単体魚礁製作〔出来形〕	鉄筋組立完了時 製作完了時
	単体魚礁製作工・組立魚礁製作〔出来形〕	組立完了時
	魚礁沈設工〔出来形〕	位置測量時 魚礁沈設時（指定基数）
増殖場工	着定基質製作工・単体着定基質製作〔出来形〕	鉄筋組立完了時 製作完了時
	着定基質製作工・組立着定基質製作〔出来形〕	組立完了時
	着定基質設置工〔出来形〕	位置測量時 着定基質設置時（指定基数）
	石材着定基質工〔出来形〕	位置測量時 石材投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時

2. 工事の施行等に関する通達

(1) 施行条件明示について

4 - 2 7 2 8
平成4年4月20日

関係都道府県
漁港担当主務課長 殿

水産庁漁港部建設課長

施工条件明示について

漁港関係工事を請負施工する場合における工事の設計図書に明記すべき施工条件について、下記のとおり、明示項目及び明示事項を取りまとめたので、今後の漁港関係工事の執行に当たっては、これを参考にされたい。

また、貴管下関係市町村には貴職からこの旨通知願いたい。

記

1. 目的

工事を施工するに当たって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2. 明示項目及び明示事項

別紙

3. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合には、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

施工条件明示項目及び明示事項

明示項目	明 示 事 項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、特定される施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議の成立見込み時期 4. 他官庁等との協議の結果、特定された条件が付され、当該工事の工事費及び工程に影響がある場合は、該当条件 5. 余裕工事を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は、その調査機関、又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、処理見込み時期 2. 施工者に消波ブロック、桁製作等の製作ヤードを使用させる場合は、その内容（場所、範囲、過重条件、期間、有償、無償の区別等）
公害対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（水質、騒音、振動）のため、施工方法、機械施設、作業条件に制限がある場合は、その内容 2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋、水質、騒音、振動等の調査方法、内容、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設、保安設備、保安要員等を設置及び配置する場合は、その内容 2. 鉄道、ガス、電気、水道、海底ケーブル等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置を指定する場合、又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 監視船を配置する場合は、期間、隻数等 6. 潜水作業における潜水病対策の設備を設置する場合は、その内容 7. 水雷保険等の内容
工事用道路関係 及び 船舶経路 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処理が必要である場合はその処理内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持及び補修が必要である場合は、その内容 (4) 仮道路の構造 3. 工事のため一般道路を占有する場合は、その期間、範囲、及び条件等 4. 作業船の移動経路に指定や時間等の制限がある場合は、その内容
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮道路・仮土留、仮橋、足場、汚濁防止膜、測量櫓、仮設栈橋等の仮設物を次年度にわたり使用する場合は、又は他の工事に転用若しくは兼用する場合は、その内容 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法 3. 仮設備の設計条件を明示する場合は、その内容 4. 仮設備を使用（共用）する場合で、使用制限や使用条件がある場合は、その内容 5. 仮設備の管理方法
残土・産業廃棄物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 残土が発生する場合は、残土の受入場所、距離、時間等の処分条件 2. 産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再生処理場又は最終処分場を指定する場合は、その場所、受入条件等

明示項目	明 示 事 項
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事区域等に占有物件等の工事支障物件が存在する場合は、その内容（位置、構造等） 2. 工事支障物件がある場合は、その移設、撤去、防護等の内容（方法、時期等）
排水工（濁水処理を含む）関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容 2. ポンプ浚渫等における余水処理条件等がある場合は、その内容 3. 汚濁防止対策が必要な場合は、その内容（設備等）
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、その工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量及び注入量等
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事中資機材等の保管、運搬方法等を指定する必要がある場合は、その内容（場所、内容、期間等）一般道路を搬入路として使用する場合 2. 工事現場発生品がある場合は、その内容（品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等） 3. 支給材料及び貸与品がある場合はその内容（品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡時期等） 4. 工事中電力等を指定する場合は、その内容 5. 基礎地盤の地質条件が施工方法等に影響を及ぼす場合は、その内容（性状等） 6. 材料に指定メーカーや産地指定がある場合は、その内容 7. その他、条件明示をすべき事項がある場合は、その事項及びその内容

(2) 漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項について

4 - 2 7 6 0

平成4年11月12日

漁港担当主務課長 殿

水産庁漁港部建設課長

漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項について

公共工事の工事安全対策については、発注主管である建設省、運輸省及び農林水産省の三省から構成されている「公共工事発注者安全対策連絡会議」において検討が重ねられてきたところである。

その結果、漁港関係事業の安全対策について一層の充実をはかるため、別紙のとおり「漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項」をとりまとめたので、事業の執行にあたり配慮されたい。

また、貴管下関係市町村には貴職からこの旨通知願いたい。

漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項

1. 発注にあたっての安全施工への配慮

- (1) 熟練労働者の通年確保を図ることにより、施工の安全性の向上に資するため、国庫債務負担行為を活用するなどして工事の平準化に務めること。
- (2) 指名業者の選定にあたっては、工事の安全成績にも配慮することとし、工事内容に応じた施工技術力を有する建設業者を選定すること。
- (3) 発注の準備は計画的に行い、必要な工期を確保できるよう配慮すること。特に工期が年度末にかかる場合は、無理な工程をとらないよう十分配慮するとともに、工事中に施工条件の変化等により工期が年度末を超える恐れがある場合は、適切に繰越の手続きをとること。

2. 設計段階における安全施工への配慮

- (1) 漁港関係工事は、主として海上あるいは海中において実施されるため、気象・海象、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等の配慮から施工方法、施工時間等社会的条件からも著しく制約を受けやすい。これらの要因によって工事現場毎に施工方法が異なることから、現場の施工条件を十分調査すること。
- (2) 工事の安全確保を図るため、設計業務において施工の安全性に配慮した構造を検討することとし、安全な施工に特に配慮が必要なものについては、設計を安全面から検討する場を設置するなど体制の充実を図ること。

設計を安全面から検討する場合においては、必要に応じて経験豊富な技術者等の助言を受けて、検討内容の充実を図ること。

- (3) 積算の前段となる施工計画を策定するにあたっては、関係法令、関係する各種の技術基準等に基づいて実施すること。

また、安全性を考慮した施工計画を立案するためには、特に以下の点に配慮すること。

イ. 施工方法

工事現場条件に適した施工方法を設定することとし、使用船舶機械については、工事内容に適合した特殊、形式、規格を設定すること。特に、現場の状況に応じた安全性の確保、公害防止等の観点から施工方法や船舶機械等を選定する必要がある場合もあり、十分配慮すること。

ロ. 仮設計画

仮土留、仮道路、仮橋、足場、汚濁防止膜、測量櫓、仮設栈橋、機械設備等の仮設の計画に際しては、現地の施工条件、施工方法等に応じた適切なものとする。特に施工中の安全性は、仮設の適否に左右される面が多いため、現場条件と合致する仮設計画となるよう、十分配慮すること。

3. 適正な積算の実施

- (1) 工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な

経費が計上されていることが不可欠である。安全を確保するための経費としては直接工事費、共通仮設費の安全費、仮設費及び現場管理費に含まれることとなり、これらの各費用について適切に計上すること。

- (2) 積上げ計上を行うものは、現場の施工条件を考慮し、必要な事項を特記仕様書等に条件明示を行い、発注時の実勢価格が反映されるよう留意しつつ、必要な経費を適切に計上するよう十分に配慮すること。

特に、直接工事費に計上する足場工、支保工等は、作業条件に密接に関係することから、適切な計上に一層務めること。なお、共通仮設費のうち監視船、交通整理員、機械の誘導員等人員の配置に要する費用は、個別に積み上げ計上する方式となっており、共通仮設費率には含まれていないので十分注意する。

4. 適切な工期の設定

- (1) 工期の設定にあたっては、工事の内容、現場の施工条件等に応じた作業日数及び準備、跡片付けに要する期間を算定するとともに、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、建設労働者の休日日数、荒天日等における作業不可能日数等を見込んで適正なものとする。

なお、休日日数としては、全土曜日、日曜日、祝日、夏期及び年末・年始の休暇を見込むものとする。

- (2) 作業許可等の手続に必要な日数及び需給が逼迫している資材を使用する工事については、余裕工期を見込んだ適正な工期を設定すること。
- (3) 工事契約後に、他の関係機関との協議、地元との協議に時間を要し、工事着手が遅れる恐れがある場合は、協議の成立見込み時期等を施工条件として明示するとともに、これらの条件に変更があった場合において必要があると認められたときは、設計変更により工期を変更すること。

5. 適正な仮設工及び施工方法の選定

- (1) 現場の施工条件を十分検討し、安全の確保や適正な契約のため、特に必要と判断されるものについては、設計図書において仮設工及び施工方法を指定すること。
- (2) 前項に示す他、次に示すような施工条件の仮設工については、設計図書において指定仮設とすること。

イ. 特許工法又は特殊工法を採用する場合

ロ. 関係官公署や漁業関係者等との協議等により制約条件がある場合

ハ. 一般船舶航行及び陸上交通、周辺家屋等第三者に特に配慮する必要がある場合

- (3) 仮設工、施工方法を指定する場合には、事前に現場の調査を十分行うとともに、設計においても必要な場合は経験豊富な技術者等の助言を活用するなどして十分検討すること。また、関係法令、関係する各種の技術基準等に沿った、施工の安全性に配慮した適切な設計とすること。

6. 設計図書における施工条件の明示

設計図書における施工条件の明示に関しては「施工条件明示について」（平成4年4月20日 付け4-2728 漁港部建設課長）によること。

7. 施工条件の変化への適切な対応

- (1) 施工途中において予期せざる事態が発生した場合には、工事請負契約書の約定に基づき適切に契約変更を行うほか、安全施工に関する注意事項として、現場説明において下記の事項を入札参加者に徹底すること。
 - イ. 気象・海象状況等に関して常に十分な注意を払うこと。
 - ロ. 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。
 - ハ. 異常箇所の点検・原因の調査等は二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。
- (2) 施工途上において、予測しがたい理由により工事の全体または主たる工種の一部の施工が困難となった場合には、速やかに工事一時中止の措置を講じること。この場合、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取り扱いについて」（平成4年3月30日付け4-2719漁港部建設課長）及び「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算の運用について」（平成4年3月30日付け4-2720漁港部建設課長）に基づき適正に取り扱うこと。

8. 施工業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮

- (1) 工事の実施に際し、施工の安全確保を図るためには、現場における安全管理の向上を図ることが重要である。このことから市街地等に近接し特に一般公衆災害の防止対策が必要な工事については、施工業者に対して、安全施工体制の充実を指導すること。
- (2) 作業の安全確保を図るためには、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、請負業者に対して、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動を通して作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。
- (3) 個々の請負工事においては、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を「漁港関係請負工事における安全・訓練等の実施について」（平成4年3月30日付け4-2722漁港部建設課長）に基づき、適正に実施すること。

なお、漁港関係事業工事費算定基準の現場管理費に、労働安全衛生法に基づく安全活動及び前記安全・訓練等の実施に必要な経費を見込んでいる。

9. 建設現場の作業環境の改善への配慮

- (1) 現場において、作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場事務所、作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に配慮すること。その結果必要と認められるものについては、工事の発注に当たって、工事内容に応じた作業環境への措置を特記仕様書において明示するとともに、それらの経費を積算に計上すること。
- (2) 前項に関する契約上の扱いは、「漁港関係請負工事におけるイメージアップ経費の積算要領について」（平成4年3月30日付け4-2721漁港部建設課長）によること。

10. 建設現場における連絡体制の充実

- (1) 相互に関連する複数の工事を発注する場合は、施工工程等相互に調整が容易に行え

るように配慮すること。

- (2) 複数の工事が相互に関連する建設現場において、各工事を安全かつ円滑に実施するため、発注者と施工業者及び施工業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。また、所轄の労働基準監督署関係機関との連絡系統を確立しておくこと。

11. 工事の安全対策に向けた活動の実施

- (1) 工事において発生した事故について、事故に至るメカニズム、原因を技術的に調査、分析し、必要な措置を講じることにより、類似工事における事故の再発を防止するため、事故調査に関する組織の整備を図ること。さらに、これらの調査・分析結果のデータベース化を図り、これをもとに工事の設計、積算、施工方法に係わる安全対策の充実を図ること。
- (2) 安全施工のための関係する各種の技術基準等の一層の充実を図り、毎年、施工技術等の変遷に対応するための見直しが必要かどうかの検討を行うこと。
- (3) 安全施工技術の開発とその普及促進を図るため、新技術開発に努めること。また、民間などにおいて開発された新技術を事業に反映できるよう環境整備を図ること。
- (4) 工事の安全対策に関する意識の向上を図るため、労働省等関係官庁と共に、施工業者等との間で安全パトロール等の安全施工に関する活動を実施すること。また、安全活動を効果的に進めるため、労働災害防止関係団体などの外部組織の行事の活用を考慮すること。
- (5) 工事に対する地域住民の理解と協力が得られるよう、説明会の開催などの広報活動を積極的に推進すること。